

平成29年度第1回 定期監査結果報告書

健康福祉部

(地域福祉課、子育て支援課、子ども育成課、生活福祉課)

武蔵村山市監査委員



武 監 発 第 3 3 号

平成29年12月26日

武蔵村山市長

藤 野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

武蔵村山市監査委員 田 口 和 弘

平成29年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成29年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

健康福祉部（地域福祉課、子育て支援課、子ども育成課、生活福祉課）

3 監査の範囲

平成29年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

平成29年9月25日（月）から平成29年12月20日（水）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を確認した。

6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義

田 口 和 弘

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則等に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、計数等は正確であると認め、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託契約書等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 扶助費について

扶助費の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね良好に管理されている。

(8) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課への要望等

(1) 地域福祉課

生活困窮者自立支援制度に伴う市民なやみごと相談の開始、災害時における避難行動要支援者に対する個別計画の作成等、きめ細かな福祉施策の展開が必要とされているが、今後も福祉施策全体のまとめ役として、市民の福祉の増進に努めていただきたい。

なお、備品台帳の登録に関して、新システムに移行したことにより設置場所の登録が可能となったことから、施設ごとの管理をお願いしたい。

(2) 子育て支援課

次代を担う子どもたちの健やかな成長に資することを目的とした児童手当及び児童扶養手当等の支給事務について、今後も適切な対応をお願いしたい。

なお、配偶者等暴力被害者支援連絡会については、情報漏えい防止策の情報を共有するなど、配偶者等からの暴力の被害者に対して適切な対応をするため、今後も関係部署との連携を図っていただきたい。

(3) 子ども育成課

子ども・子育て支援法に基づく保育サービスの充実等、児童の福祉の向上を図るため、今後も適切な対応をお願いしたい。

なお、備品台帳の登録に関して、新システムに移行したことにより設置場所の登録が可能となったことから、施設ごとの管理をお願いしたい。

(4) 生活福祉課

生活保護費の支給事務、生活保護受給者に対する就労支援等の自立の助長を図るための施策等について、今後も適切な対応をお願いしたい。

なお、生活保護費の現金書留分の資金前渡に係る精算については、精算方法等の検討をお願いしたい。